

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正後

改正前

<p>一〇五（略） 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備</p>	<p>一〇五（略） 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備</p>												
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1002 107 1114 286">項目</th> <th data-bbox="1002 286 1114 676">基地局</th> <th data-bbox="1002 676 1114 1115">陸上移動局</th> </tr> <tr> <td data-bbox="954 107 1002 286">感度</td> <td data-bbox="199 286 1002 676"> 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上 </td> <td data-bbox="199 676 1002 1115"> 希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下 </td> </tr> </table>	項目	基地局	陸上移動局	感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1002 1124 1114 1303">項目</th> <th data-bbox="1002 1303 1114 1693">基地局</th> <th data-bbox="1002 1693 1114 2132">陸上移動局</th> </tr> <tr> <td data-bbox="954 1124 1002 1303">感度</td> <td data-bbox="199 1303 1002 1693"> 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上 </td> <td data-bbox="199 1693 1002 2132"> 希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七五MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一 </td> </tr> </table>	項目	基地局	陸上移動局	感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七五MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一
項目	基地局	陸上移動局											
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下											
項目	基地局	陸上移動局											
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七五MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一											

下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(三)九四・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(四)九三・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワット

ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(三)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(四)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九

を〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九

五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八一五MHzを超え八三〇MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下、四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九

効実	
ロブ	
1 ベル(一ミリワットを〇デシ	
1 もの	<p>六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下陸上移動局の欄において同じ。)</p> <p>の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)</p>

効実	
ロブ	
〇MHzの陸上移動局にあつて	<p>〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、八七九・九MHzを超え一、七四四・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下陸上移動局の欄において同じ。)</p> <p>の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

度 扱 選

性 特 グ ン キ ッ

<p>ベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャンネル 間隔が五MHzの基地局にあつ ては希望波の周波数から (±)一〇MHz離れた周波数 において、チャンネル間隔が一 〇MHzの基地局にあつては希 望波の周波数から(±)一 二・五MHz離れた周波数にお いて、チャンネル間隔が一五 MHzの基地局にあつては希望 波の周波数から(±)一五MHz 離れた周波数において、チャ ネル間隔が二〇MHzの基地局 にあつては希望波の周波数 から(±)一七・五MHz離れ た周波数において、帯域幅が 五MHzの変調された妨害波を (一)四三デシベル(一ミリワ ットを〇デシベルとする。 (注2)で加えた場合において、 スループットがその最大値 の九五%以上</p> <p>2 最大送信電力が二四デシ ベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。)を超え三八デ シベル(一ミリワットを〇デ シベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャンネル 間隔が五MHzの基地局にあつ ては希望波の周波数から (±)一〇MHz離れた周波数 において、チャンネル間隔が一 〇MHzの基地局にあつては希 望波の周波数から(±)一 二・五MHz離れた周波数にお いて、チャンネル間隔が一五 MHzの基地局にあつては希望 波の周波数から(±)一五MHz 離れた周波数において、チャ ネル間隔が二〇MHzの基地局 にあつては希望波の周波数 から(±)一七・五MHz離れ た周波数において、帯域幅が 五MHzの変調された妨害波を (一)四三デシベル(一ミリワ ットを〇デシベルとする。 (注2)で加えた場合において、 スループットがその最大値 の九五%以上</p>	<p>基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望波 の周波数から(±)一〇MHz 離れた周波数において(一) 五六デシベル(一ミリワッ トを〇デシベルとする。)及 び(±)一五MHz以上離れた 周波数において(二)四四 デシベル(一ミリワットを 〇デシベルとする。)(複号 同順とする。)であつて帯域 幅が五MHzの変調された妨 害波を同時に加えた場合に おいてスループットがその 最大値の九五%以上(注2) 2 チャンネル間隔が一〇MHz のもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、希望波 の周波数から(±)一二・ 五MHz離れた周波数におい て(一)五六デシベル(一 ミリワットを〇デシベルと する。)及び(±)一七・五 MHz以上離れた周波数にお いて(二)四四デシベル(一 ミリワットを〇デシベルと する。)(複号同順とする。) であつて帯域幅が五MHzの 変調された妨害波を同時に 加えた場合においてスルー プットがその最大値の九 五%以上(注2) 3 チャンネル間隔が一五MHz のもの 基準感度より七デシベル</p>
--	--

度 扱 選

性 特 グ ン キ ッ

<p>1 最大送信電力が二四デシ ベル(一ミリワットを〇デシ ベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル 高い希望波に対し、チャンネル 間隔が五MHzの基地局にあつ ては希望波の周波数から (±)一〇MHz離れた周波数 において、チャンネル間隔が一 〇MHzの基地局にあつては希 望波の周波数から(±)一 二・五MHz離れた周波数にお</p>	<p>は基準感度より六デシベル、 チャンネル間隔が一五MHzの陸 上移動局にあつては基準感度 より七デシベル、チャンネル間 隔が二〇MHzの陸上移動局に あつては基準感度より九デシ ベル高い希望波に対し、チャ ネル間隔が五MHzの陸上移動 局にあつては希望波の周波数 から(±)一〇MHz離れた周波 数において(一)五六デシベ ル(一ミリワットを〇デシベ ルとする。)(及び(±)一五MHz 以上離れた周波数において (二)四四デシベル(一ミリワ ットを〇デシベルとする。) (複号同順とする。)であつて 帯域幅が五MHzの変調された 妨害波を同時に加えた場合に おいて、チャンネル間隔が一〇 MHzの陸上移動局にあつては 希望波の周波数から(±)一 二・五MHz離れた周波数におい て(一)五六デシベル(一ミ リワットを〇デシベルとす る。)及び(±)一七・五MHz以 上離れた周波数において(二) 四四デシベル(一ミリワット を〇デシベルとする。)(複号 同順とする。)であつて帯域幅 が五MHzの変調された妨害波 を同時に加えた場合におい て、チャンネル間隔が一五MHzの 陸上移動局にあつては希望波 の周波数から(±)一五MHz離 れた周波数において(一)五</p>
--	--

<p>から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

<p>から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

隣接チャンネル選択の度

<p>1) 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数に</p>	<p>1) チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)</p> <p>3) チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
---	--

隣接チャンネル選択の度

<p>1) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望</p>	<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
---	---

3| おいて、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル

3| 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル

4| チャンネル間隔が二〇MHzのもの
 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2| 波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル

2| 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル

間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一) 四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4| 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一) 二八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一) 四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3| 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±) 一一・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一) 二八デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

性特調変互相

<p>1) 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベルとする。)を超え三八デシ</p>	<p>1) チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)</p> <p>2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)</p> <p>3) チャンネル間隔が一五MHzのもの 基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同</p>
---	---

性特調変互相

<p>1) 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超えるもの</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)二五MHz及び(±)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
---	---

シベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル
高い希望波に対し、チャネル
間隔が五MHzの基地局にあつ
ては希望波の周波数から
(±)一〇MHz及び(±)二
〇MHz(複号同順とする。)離
れた周波数において、チャネ
ル間隔が一〇MHzの基地局に
あつては希望波の周波数か
ら(±)一一・五MHz及び(±)
二二・七MHz(複号同順とす
る。)離れた周波数において、
チャネル間隔が一五MHzの基
地局にあつては希望波の周
波数から(±)一五MHz及び
(±)二五・五MHz(複号同
順とする。)離れた周波数に
おいて、チャネル間隔が二〇
MHzの基地局にあつては希望
波の周波数から(±)一七・
五MHz及び(±)二八・二MHz(複
号同順とする。)離れた周波
数において、それぞれ(一)
四七デシベル(一ミリワット
を〇デシベルとする。)の変
調のない妨害波及び帯域幅
が五MHzの変調された妨害波
を同時に加えた場合におい
て、スループットがその最大
値の九五%以上

3|

最大送信電力が二〇デシ
ベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)を超え二四デ
シベル(一ミリワットを〇デ

順とする。)離れた周波数に
おいて(一)四六デシベル
(一ミリワットを〇デシベル
とする。)の変調のない妨
害波及び帯域幅が五MHzの
変調された妨害波を同時に
加えた場合において、ス
ループットがその最大値の
九五%以上
4|
チャネル間隔が二〇MHz
のもの
基準感度より九デシベル
高い希望波に対し、希望波
の周波数から(±)一七・
五MHz及び(±)三五MHz(複
号同順とする。)離れた周波
数において(一)四六デシ
ベル(一ミリワットを〇デ
シベルとする。)の変調のな
い妨害波及び帯域幅が五
MHzの変調された妨害波を
同時に加えた場合におい
て、スループットがその最
大値の九五%以上

基準感度より六デシベル
高い希望波に対し、チャネル
間隔が五MHzの基地局にあつ
ては希望波の周波数から
(±)一〇MHz及び(±)二
〇MHz(複号同順とする。)離
れた周波数において、チャネ
ル間隔が一〇MHzの基地局に
あつては希望波の周波数か
ら(±)一一・五MHz及び(±)
二二・七MHz(複号同順とす
る。)離れた周波数において、
チャネル間隔が一五MHzの基
地局にあつては希望波の周
波数から(±)一五MHz及び
(±)二五・五MHz(複号同
順とする。)離れた周波数に
おいて、チャネル間隔が二〇
MHzの基地局にあつては希望
波の周波数から(±)一七・
五MHz及び(±)二八・二MHz(複
号同順とする。)離れた周波
数において、それぞれ(一)
五二デシベル(一ミリワット
を〇デシベルとする。)の変
調のない妨害波及び帯域幅
が五MHzの変調された妨害波
を同時に加えた場合におい
て、スループットがその最大
値の九五%以上

2|

最大送信電力が二〇デシ
ベル(一ミリワットを〇デシ
ベルとする。)を超え二四デ
シベル(一ミリワットを〇デ

シベルとする。)以下のもの
 基準感度より六デシベル
 高い希望波に対し、チャネル
 間隔が五MHzの基地局にあつ
 ては希望波の周波数から
 (±)一〇MHz及び(±)二
 〇MHz(複号同順とする。)離
 れた周波数において、チャネ
 ル間隔が一〇MHzの基地局に
 あつては希望波の周波数か
 ら(±)一一・五MHz及び(±)
 二二・七MHz(複号同順とす
 る。)離れた周波数において、
 チャネル間隔が一五MHzの基
 地局にあつては希望波の周
 波数から(±)一五MHz及び
 (±)二五・五MHz(複号同
 順とする。)離れた周波数に
 おいて、チャネル間隔が二〇
 MHzの基地局にあつては希望
 波の周波数から(±)一七・
 五MHz及び(±)二八・二MHz(複
 号同順とする。)離れた周波
 数において、それぞれ(一)
 四四デシベル(一ミリワット
 を〇デシベルとする。)の変
 調のない妨害波及び帯域幅
 が五MHzの変調された妨害波
 を同時に加えた場合におい
 て、スループットがその最大
 値の九五%以上

4| 最大送信電力が二〇デシ
 ベル(一ミリワットを〇デシ
 ベルとする。)以下のもの
 基準感度より一四デシベ
 ル高い希望波に対し、チャネ

シベルとする。)以下のもの
 基準感度より六デシベル
 高い希望波に対し、チャネル
 間隔が五MHzの基地局にあつ
 ては希望波の周波数から
 (±)一〇MHz及び(±)二
 〇MHz(複号同順とする。)離
 れた周波数において、チャネ
 ル間隔が一〇MHzの基地局に
 あつては希望波の周波数か
 ら(±)一一・五MHz及び(±)
 二二・七MHz(複号同順とす
 る。)離れた周波数において、
 チャネル間隔が一五MHzの基
 地局にあつては希望波の周
 波数から(±)一五MHz及び
 (±)二五・五MHz(複号同
 順とする。)離れた周波数に
 おいて、チャネル間隔が二〇
 MHzの基地局にあつては希望
 波の周波数から(±)一七・
 五MHz及び(±)二八・二MHz(複
 号同順とする。)離れた周波
 数において、それぞれ(一)
 四四デシベル(一ミリワット
 を〇デシベルとする。)の変
 調のない妨害波及び帯域幅
 が五MHzの変調された妨害波
 を同時に加えた場合におい
 て、スループットがその最大
 値の九五%以上

3| 最大送信電力が二〇デシ
 ベル(一ミリワットを〇デシ
 ベルとする。)以下のもの
 基準感度より一四デシベ
 ル高い希望波に対し、チャネ

	<p>ル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

	<p>ル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(±)一七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上)

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(及び(±)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上)

3| 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4| 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)一五MHz(複号同順とする。)(離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルと

する。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき
基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

2 (略)

七〇二十二 (略)

2 (略)

七〇二十二 (略)

○総務省告示第四百七十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項の規定に基づき、拡散符号速度が三・八四メガビットの符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局又は拡散符号速度が三・八四メガビットの時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備であつて、複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同一の筐体きょうたいに収められたものの空中線電力の許容偏差を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
空中線電力が二三デシベル（二ミリワットを○デシベルとする。）	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	六二

以下の陸上移動局の送信設備			
空中線電力が二三デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超える陸上移動局の送信設備			
その他の周波数の電波を送信する場合	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五三
その他の周波数の電波を送信する場合		四八	七〇
		四八	六二

○総務省告示第四百七十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

一 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合のものは、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差が、次の表の上欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信する二の搬送波の周波数	送信装置	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するもの	八七	五八

それ以外のもの

八七

四七

注 複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線系の給電線に供給される電力の総和の偏差がこの表に掲げる許容偏差を満たすこと。

二 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差のうち、基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）を含む複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができる陸上移動局の送信設備のものは、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備		許容偏差（注）	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
陸上移動局の送信設備（ 複数の空中線から同一の 周波数の電波を送信する ものを除く。）	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
	八一五MHzを超え八三〇MHz	八七	六七

陸上移動局の送信設備（ 複数の空中線から同一の 周波数の電波を送信する ものに限る。）	MHz以下の周波数の電波 を送信する場合		
	その他の周波数の電波 を送信する場合	八七	五三
	八一五MHzを超え八三〇 MHz以下の周波数の電波 を送信する場合	八七	七四
	その他の周波数の電波 を送信する場合	八七	六一

注 陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、同時に送信する二の

搬送波の空中線電力の和の定格の出力に対する許容偏差とする。

三 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号口の総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波

数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に放射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に放射される平均電力が(一)一三dBm(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
	一〇	四・五
	七・五	三・八四
	一〇	九
	一二・五	三・八四
	二〇	九
	一〇	三・八四
	一五	一三・五
	三〇	一三・五
	一二・五	三・八四
二〇	一七・五	三・八四

	二〇	一八
四〇		一八

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波のチャネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じた(1)の許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

イ 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値であること。

間隔周波数(注1)	離調周波数(注2) (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一〇MHzを超え一五MHz未満	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz以上二〇MHz未満	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
二〇MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
	七・五	(一) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBcは、電力の搬送波電力（同時に送信する複数の搬送波の電力の総和とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

4 dBcは、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

2 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次のアの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

ア 一ミリワットを○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
--------------	------------	-----------	------------------

イ 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値	注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。	二〇	二〇	一七・五	一二・五	一五	一五	一五	一〇	一〇	七・五	一〇	五	五	MHz				
			一八	三・八四	三・八四		一三・五	三・八四	三・八四		三・八四	九		三・八四		三・八四	四・五	三・八四	
			(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	
				一〇	一二・五	一〇	一五	一〇	七・五	一〇	一〇	七・五	一〇	五	五				
					三・八四	三・八四		三・八四	三・八四	三・八四		三・八四	三・八四		三・八四		三・八四	三・八四	三・八四
					(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm
				五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五				
					三・八四	三・八四		三・八四	三・八四	三・八四		三・八四	三・八四		三・八四		三・八四	三・八四	三・八四
					(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm		(二)五〇dBm		(二)五〇dBm	(二)五〇dBm	(二)五〇dBm

チャンネル間隔 (MHz)		離調周波数 (MHz)		周波数幅 (MHz)		隣接チャンネル漏えい電力の許容値	
五	五	五	三・八四	(二) 三二・二 dBc	一〇	九	(二) 二九・二 dBc
一〇	一〇	七・五	三・八四	(二) 三五・二 dBc	一〇	三・八四	(二) 三二・二 dBc
一五	一二・五	一〇	三・八四	(二) 三五・二 dBc	一〇	三・八四	(二) 三二・二 dBc
一五	一五	一五	三・八四	(二) 三五・二 dBc	一五	一三・五	(二) 二九・二 dBc
二〇	一二・五	一二・五	三・八四	(二) 三二・二 dBc	二〇	三・八四	(二) 三五・二 dBc
	一七・五	一七・五	三・八四	(二) 三五・二 dBc	二〇	一八	(二) 二九・二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のアの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

ア 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)				周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	七・四	三・八四	(一) 五〇dBm			
	九・八	九・三	(一) 五〇dBm			
	一一・四	三・八四	(一) 五〇dBm			
五MHzと一〇MHzの組合せ	九・九七五	三・八四	(一) 五〇dBm			

一四・九五	一三・九五	(一) 五〇 dBm
一四・九七五	三・八四	(一) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz と 五 MHz の組合せ	七・四	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	九・八	九・三	(一) 二九・二 dBc
	一二・四	三・八四	(一) 三五・二 dBc
	九・九七五	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・二 dBc
	一四・九七五	三・八四	(一) 三五・二 dBc
五 MHz と 一〇 MHz の組合せ	九・九七五	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・二 dBc
	一四・九七五	三・八四	(一) 三五・二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周

波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

四 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

1 チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）五MHz、（±）一〇MHz及び（±）一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

2 チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）七・五MHz、（±）一二・五MHz及び（±）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3 チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4 チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

五 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キヤリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

六 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

七 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数

<p>五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満</p>	<p>までの差の周波数（単位MHz）とする。</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一二・五 dBm 以下の値</p>
<p>一〇・〇五 MHz 以上</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五 MHz 以上の場合において、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値とする。</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

- 2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。
- 3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

2

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇MHz未満の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

五MHz	チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値
	五MHz未満	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値
			任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値

一五 MHz				一〇 MHz				
満	五 MHz 以上一五 MHz未	五 MHz未満	一、〇〇〇 kHz以上	一、〇〇〇 kHz未満	未満	一〇 MHz以上一五 MHz未	満	六 MHz以上一〇 MHz未
任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)
(一) 一一・五 dBm以下の値	(一) 八・五 dBm以下の値	(一) 八・五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値	(一) 五 dBm以下の値

二〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・五 dBm 以下の値
一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
五 MHz 未満	八・五 dBm 以下の値	
五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
満	一一・五 dBm 以下の値	
二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)	
未満	二三・五 dBm 以下の値	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の搬送波の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、当該連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組

合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であることを。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	五MHzと五MHzの組合せ	五MHzと一〇MHzの組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
一MHz未満	一MHz以上五MHz未満	一MHz以上五MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一六・四dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一八・四dBm以下の値
一MHz未満	一MHz以上五MHz未満	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五dBm以下の値
五MHz以上九・八MHz未満	四・八MHz未満	九・八MHz以上一四・八MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一一・五dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一一・五dBm以下の値
一MHz以上五MHz未満	一MHz以上五MHz未満	一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五dBm以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

五MHz以上一四・九五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値
一四・九五MHz以上一九・九五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値

八 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 基地局の送信装置

周波数 九kHz以上一五〇kHz未満	不要発射の強度の許容値 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

<p>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五二dBm以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、

一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信

する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

2

七一一MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、
 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下
 又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信
 の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 （四七〇MHz以上七一〇MHz以下 、七七三MHz以上八〇三MHz以下 、八六〇MHz以上八九〇MHz以下 及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値

四七〇MHz以上七一〇MHz以下	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</p>
七七三MHz以上八〇三MHz以下	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</p>
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>

<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以下、一五〇・九MHz以下、一</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>
---	-------------------------	---	---	--

<p>、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、四九六MHz未満</p>
<p>1 七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）</p>	

	<p>一、四九六MHz以上一、五一〇・九MHz以下</p>
<p>三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が五MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)</p>

<p>一、八三九・九MHz以上一、八四四・九MHz未満</p>	<p>五〇dBm以下の値</p> <p>1 一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p>

二、一五四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下

1 七一八 MHz を超え七二三・三三 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一)

三〇 dBm 以下の値

2 1 に掲げる以外のもの

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一)
五〇 dBm 以下の値

注 1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超え一、八三九・九 MHz 未満、一、八七九・九 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え一二・七五 GHz 未満の周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表

の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、 900MHz を超え 915MHz 以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、 860MHz 未満又は 890MHz を超える周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが 5MHz と 5MHz の組合せの場合は 19.7MHz 以上離れた周波数帯、当該チャンネル間隔の組合せが 5MHz と 10MHz の組合せの場合は 27.425MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

○平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（時分割復信方式を用いるものに限る。）及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正後

改正前

一・二（略）

一・二（略）

三) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割復信方式を用いるものの技術的条件

1) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（周波数分割復信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

(i) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。)}$ $\Delta f \text{ は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位：MHz）とする。}$
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一・五デシベル以下の値
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が

(一) (二) (三) デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2)

陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置		チャネル間隔	五MHz
離調周波数	不要発射の強度の許容値	一、〇〇〇kHz 未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル以下の値	一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) (二) (三) デシベル以下の値

	<p>六MHz以上 〇MHz未満</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五デシベル以下の値</p>
一〇MHz	<p>一、〇〇〇kHz 未満</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一六・五デシベル以下の値</p>
一五MHz	<p>一〇MHz以上 一五MHz未満</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五デシベル以下の値</p>
二〇MHz	<p>一五MHz以上 二〇MHz未満</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・五デシベル以下の値</p>
<p>一、〇〇〇kHz 未満</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・五デシベル以下の値</p>	<p>一、〇〇〇kHz 以上五MHz未満</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五デシベル以下の値</p>

満	五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値
	二〇MHz以上二五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の端(送信周波数帯域に近い端に限る。)までの差の周波数とする。

2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上二五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一、二・七五GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五二デシベル以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2| 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

<p>を除く。)</p>	
<p>四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下</p>	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二六・二デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>
<p>七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下</p>	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値</p>
<p>八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下</p>	<p>1 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
<p>九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下</p>	<p>1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値 2 1 に掲げる以外のもの</p>

<p>一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以下、一、八七九・九 MHz 以下、八八四・五 MHz 以上一、九二五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値</p>
<p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下</p>	<p>1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。)</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三五デシベル以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値</p>
<p>一、八三九・九 MHz 以上一、八四四・九 MHz 未満</p>	<p>1 一、七四四・九 MHz 以上一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値</p>

	2 1に掲げる以外のもの 任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が(一)30デシベル以下の値
一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(一)50デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が(一)41デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(一)50デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、000kHzの帯域幅における平均電力が(一)50デシベル以下の値

注 五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

3 | 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の許容値を、それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャンネル 間隔	五 MHz	一〇 MHz	一五 MHz
隣接チャンネル漏えい電力の許容値	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHz及び四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	1 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz及び一・二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値 2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値	1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値 2 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低く、かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2)

二〇MHz	<p>3 送信周波数帯域の中心周波数から三〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz及び一七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置 隣接チャネル漏えい電力の許容値	
五MHz チャネル 間隔	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低く、かつ、四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあっては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が五MHzの場合にあっては四・五MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワット</p>

注 空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

一五 MHz		一〇 MHz
<p>1] 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値</p>	<p>3] 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>	<p>1] 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2] 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあつては九MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>

<p style="text-align: center;">二〇 MHz</p>	<p>又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低く、かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波</p>
---	--

数を中心周波数とする一八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあつては一八MHzの帯域幅における平均電力が（一五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

4 基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）五MHz、（±）一〇MHz及び（±）一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）七・五MHz、（±）一二・五MHz及び（±）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一〇MHz、（±）一五MHz及び（±）二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(4) チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一二・五MHz、（±）一七・五MHz及び（±）二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

四～六 (略)

射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ)の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、陸上移動局へ送信する場合にあつては基地局の許容値を、基地局へ送信する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

五～七 (略)

○総務省告示第四百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十七第一項第八号の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備が有する干渉を軽減する機能の技術的条件を次のように定め、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

超広帯域無線システムの無線局の無線設備が電波を放射しようとする場合及び当該電波を放射している場合における干渉軽減機能の技術的条件は、次のとおりとする。

- 一 当該電波と周波数を同じくする電波を受信したときの任意の一五kHzの帯域幅における受信機入力レベルが（一）一三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）を超えるときは、任意の一MHzの帯域幅における空中線電力の平均電力を（一）七〇デシベルとする。
- 二 信号検出時間を五秒以上とする。
- 三 信号検出確率を九九パーセント以上とする。
- 四 信号検出間隔を六〇秒以内とする。

○平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改正前

第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領	
1・2 (略)	
3 無線設備等	
一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)	
二 電気的特性	
検査の項目 1～3 (略)	具体的な検査の実施方法等 (略)
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数(設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの)にあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)を選定し、測定する。 2 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。
5 空中線電力	1 全ての周波数(設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの)にあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)ごとに、無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2～8 (略)
	検査の成績 (略)

改正後

第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領	
1・2 (略)	
3 無線設備等	
一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)	
二 電気的特性	
検査の項目 1～3 (略)	具体的な検査の実施方法等 (略)
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。 2 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。
5 空中線電力	1 原則として全ての周波数ごとに、無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2～8 (略)
	検査の成績 (略)

6 隣接チャヤ ネル漏えい 電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、 <u>複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数</u> ）ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 2 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に幅射される電力の比を測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
7～11 (略)	(略)	(略)

注1～注3 (略)

三 総合試験

(略)

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領
(略)

6 隣接チャヤ ネル漏えい 電力	1 <u>原則として</u> 全ての周波数ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 2 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に幅射される電力の比を測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
7～11 (略)	(略)	(略)

注1～注3 (略)

三 総合試験

(略)

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領
(略)

○平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 後

<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)</p> <p>二 電気的特性</p>	
<p>点検の項目</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 占有周波数帯幅</p> <p>5 空中線電力</p> <p>6 隣接チャネル漏えい電力</p>	<p style="text-align: center;">具体的な点検の実施方法等</p> <p>(略)</p> <p>ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数 <u>（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であって、同条第1項第1号へに規定するキヤリアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）</u>を選定し、測定する。</p> <p>イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p> <p>ア 全ての周波数 <u>（設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局であつて、同条第1項第1号へに規定するキヤリアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）</u>ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ～サ (略)</p> <p>ア 全ての周波数 <u>（設備規則第49条の6の9、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）</u>ごとに、その値を測定する。</p> <p>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の周波数の指定を受けている無線設備に</p>

改 正 前

<p>1・2 (略)</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認 (略)</p> <p>二 電気的特性</p>	
<p>点検の項目</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 占有周波数帯幅</p> <p>5 空中線電力</p> <p>6 隣接チャネル漏えい電力</p>	<p style="text-align: center;">具体的な点検の実施方法等</p> <p>(略)</p> <p>ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p> <p>ア <u>原則として</u>全ての周波数ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ～サ (略)</p> <p>ア <u>原則として</u>全ての周波数ごとに、その値を測定する。</p> <p>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。</p>

	<p>あつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。</p> <p>イ 測定に当たつては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。</p>		<p>イ 測定に当たつては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。</p>
7～19 (略)	(略)	7～19 (略)	(略)
<p>注1～4 (略)</p> <p>三 総合試験 (略)</p>		<p>注1～4 (略)</p> <p>三 総合試験 (略)</p>	

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件） 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 電波法第四号第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四号の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>9 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>二 (略)</p>